

後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証が変わります。



被保険者証について

令和4年度は、窓口負担割合の見直し（2割負担）が10月1日から実施されることから被保険者証は次のとおり2回に分けて、簡易書留で送付します。

- 1回目の交付時期は7月中で、有効期限が令和4年9月30日の被保険者証（紫色）
- 2回目の交付時期は9月中で、有効期限が令和5年7月31日の被保険者証（若草色）

なお、現在お持ちの被保険者証（ピンク色）は8月1日以降ご使用になれません。

有効期限の切れた被保険者証は朝日町役場へ返却してください。

（ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分ご注意ください）

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口にて提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

認定証の交付を受ける場合は、朝日町役場で申請してください。

なお、現在交付されている人で今年度も同一証の対象者へは自動更新により7月末に送付します。

令和4・5年度保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

原則、7月中旬に保険料額及び納付方法の通知を朝日町役場から送付します。

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

○令和4・5年度の保険料率は、据え置きとなりました。

（賦課限度額は、法律施行令が一部改正されたことから66万円となりました。）

被保険者
均等割額
44,589円

+

所得割額

（被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等）
×8.99%

=

年間保険料額
（賦課限度額66万円）

※総所得金額等とは前年の各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。

- ・遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- ・各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。

○保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属する人への軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する人は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下	7割	13,376円
43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下	5割	22,294円
43万円+52万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下	2割	35,671円

- 軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で行います。（年度途中で資格取得された人は資格取得日）
- 65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
- 事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。